

二宮町国民保護協議会 審議結果

平成 19 年 2 月 1 日

二宮町国民保護協議会

はじめに

平成 16 年 9 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行され、平成 17 年 3 月には国によって「国民の保護に関する基本指針」が定められました。

この基本指針に基づき、地方自治体も国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項等を盛り込んだ「国民保護計画」を策定することとなっており、本町においても平成 18 年度中に策定することとなっております。

二宮町では、広く町民から意見を求めるとともに、関係する機関の方から意見を聴取するため、二宮町国民保護協議会を設置いたしました。当協議会では二宮町長からの諮問を受け、4 回の協議会を開催し、審議を重ねました結果、結論を得ましたので、二宮町国民保護計画（案）として答申いたします。

当協議会といたしましては、二宮町は今後、3 万町民を守るために、様々な役割を果たしてゆくことと期待しております。

平成 19 年 2 月 1 日

二宮町国民保護協議会

会長 **坂本 孝也**

目 次

1. 会議録	・・・	1
(1) 第1回二宮町国民保護協議会 会議録	・・・	1
(2) 第2回二宮町国民保護協議会 会議録	・・・	2
(3) 第3回二宮町国民保護協議会 会議録	・・・	4
(4) 第4回二宮町国民保護協議会 会議録	・・・	6
2. 資料編	・・・	8
(1) 二宮町国民保護協議会条例	・・・	8
(2) 二宮町国民保護協議会運営要綱	・・・	9
(3) 二宮町国民保護協議会委員名簿	・・・	11

第1回二宮町国民保護協議会 会議録	
日 時	平成18年5月26日(金) 午後3時00分～4時00分
開催場所	二宮町社会福祉センター 3階訓練室
出席者	会長(町長)及び委員(19名、うち5名代理出席)
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者2名)
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 二宮町国民保護協議会委員に委嘱状が交付された。 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)第40条第2項の規定により、会長は古澤町長に決定した。 3. 二宮町国民保護協議会条例第3条の規定により、会長の職務代理に宇留野委員(二宮町助役)を指名した。 4. 国民保護法第39条第3項の規定により、町長から二宮町国民保護協議会に諮問した。 5. 二宮町国民保護協議会運営要綱(案)が了承され、当日施行された。
議 事	<p>(1) 二宮町国民保護計画について 「国民保護のためのしくみ」(資料1)、「市町村国民保護モデル計画の概要」(資料2-1)、「神奈川県国民保護計画の概要」(参考)について説明した。 質疑なし。</p> <p>(2) 二宮町国民保護計画策定スケジュール(案)について 二宮町国民保護計画策定スケジュール(案)(資料3)について説明し、了承された。</p> <p>(3) その他 なし。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第1回二宮町国民保護協議会 出席者名簿 ・ 二宮町国民保護協議会 委員名簿 ・ 二宮町国民保護協議会条例 ・ 国民保護法(抜粋) ・ 二宮町国民保護計画について(諮問) ・ 二宮町国民保護協議会運営要綱(案) ・ 資料1 国民の保護のためのしくみ ・ 資料2-1 市町村国民保護モデル計画の概要 ・ 資料2-2 市町村国民保護モデル計画 ・ 資料3 二宮町国民保護計画策定スケジュール(案) ・ 参考 神奈川県国民保護計画の概要 ・ 参考 なくてはならない国民保護

第2回二宮町国民保護協議会 会議録	
日 時	平成18年8月23日(水) 午前10時00分～11時20分
開催場所	二宮町役場2階 第1会議室
出席者	会長(町長)及び委員16名(うち3名代理出席)
欠席者	委員3名
開催形態	公開(傍聴者1名)
決定事項	<p>1. 委員の変更について報告がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(旧) 二宮水道営業所長・安藤有正氏^{あんどうゆうせい} → (新) 平塚水道営業所長・間壁 誠^{まかべまこと} 委員 (国民保護担当営業所の変更) ・(旧) 神奈川中央交通(株)運輸部運転課長・譲原弘明氏^{ゆづりはらひろあき} → (新) 三木健明^{みきたけあき} 委員 (人事異動)
議 事	<p>(1) 二宮町国民保護計画策定スケジュールについて(資料1)</p> <p>委 員:(質問) 町民意見募集の方法は?</p> <p>事務局:(回答) ホームページでの公表、町資料閲覧場所及びその他町の公共施設(百合が丘町民サービスプラザ、図書館等)への設置を考えている。</p> <p>(2) 二宮町国民保護計画素案について(資料2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1編:意見・質問等なし ●第2編 <p>委 員:(質問) モデル計画に沿って作成しているのですが、大体どの市町村も同じような内容になっている。大きな自治体にはふさわしい内容でも、小さな町が行うのは難しいのではないかと。国・県から提供された情報を、きちんと捕らえ、伝達することが大切ではないかと?</p> <p>事務局:(回答) 消防庁から提供されたモデル計画に沿って作成した。二宮町には配慮すべき施設等がほとんどないので一般的な部分のみでまとめている。実際は国からの命令系統で動くことになるが、町としても計画を作成しておけば事態が発生した場合の体制整備に有効である。</p> <p>委 員:(質問) 41頁、第2章6(1)生活関連等施設の把握等 3行目以下、「町は…その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。」とあるが、各施設の関係機関が責任を持ち、定めると解釈してよいのか。</p> <p>事務局:(回答) 確認の上、修正を行います。</p>

	<p>(→指摘どおり、町は、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方についてのみ定める旨の内容に修正いたします。)</p> <p>●第3編</p> <p>委員：(意見) 自主防災組織に関する内容について、抽象的ではあるが止むを得ない。地域住民等の組織に対する記述については、素案の内容でよい。</p> <p>委員：(質問) 57頁、第3章2(3)指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請本文2行目では「指定行政機関又は指定地方行政機関」となっているが、“公共”と“行政”のどちらが正しいのか。</p> <p>事務局：(回答) 本文2行目「指定行政機関又は指定地方行政機関」を「指定公共機関又は指定地方公共機関」に修正いたします。</p> <p>●第4編：質問・意見等なし</p> <p>●第5編：質問・意見等なし</p> <p>(3) その他 なし</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・第2回二宮町国民保護協議会 出席者名簿 ・二宮町国民保護協議会 委員名簿 ・資料1 二宮町国民保護計画策定スケジュール ・資料2 二宮町国民保護計画素案(事前送付) ・参考 二宮町国民保護協議会条例 ・参考 二宮町国民保護協議会運営要綱

第3回二宮町国民保護協議会 会議録	
日 時	平成18年10月26日(木) 午前10時00分～10時30分
開催場所	二宮町役場2階 第1会議室
出席者	会長(町長)及び委員17名(うち4名代理出席)
欠席者	委員2名
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 事	<p>(2) 二宮町国民保護計画策定スケジュールについて(資料1) ※意見なし、承認された。</p> <p>(3) 二宮町国民保護計画素案に対する町民意見募集の結果について(資料2) ・資料2における番号1・2、3～8はそれぞれ同一の提出者による意見である。 委 員:(質問) この結果については公表する予定はあるのか。 事務局:(回答) 町ホームページで公表する予定です。 ※資料2のとおり、公表することが承認された。</p> <p>(3) 二宮町国民保護計画案について(資料3、4) 委 員:(質問) 本文冒頭(10頁3行目)の修正は県との調整によるものなのか。 事務局:(回答) 計画素案(修正前)の表現は市町村モデル計画(消防庁作成)にそったものであったが、より計画の目的を明らかにするために計画案(修正後)のものは、県が国との協議を経て作成し県計画に盛り込んだものである。町でもこれを受け、より計画本来の目的が明らかになるとして修正を行った。 ※資料3のとおり、県へ提出することが承認された。</p> <p>(4) その他 委 員:(質問) 町民意見募集の方法は前回の説明どおり、ホームページと公共施設への設置のみか。広報掲載はしていないのか。 事務局:(回答) 広報にも掲載した。計画素案は量が多く、掲載不可能なので、ホームページもしくは公共施設にて閲覧いただくようお願いする記事とした。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・第3回二宮町国民保護協議会 出席者名簿 ・二宮町国民保護協議会委員名簿 ・資料1 二宮町国民保護計画策定スケジュール ・資料2 二宮町国民保護計画素案に対する町民意見募集の結果について ・資料3 二宮町国民保護計画案 ・資料4 二宮町国民保護計画案における修正箇所について

	<ul style="list-style-type: none">・参考 二宮町国民保護協議会条例・参考 二宮町国民保護協議会運営要綱
--	---

第4回二宮町国民保護協議会 会議録	
日 時	平成19年2月1日(木) 午前10時00分～10時50分
開催場所	二宮町役場2階 第1会議室
出席者	会長(町長)及び委員18名(うち5名代理出席) ※職名、氏名等は資料参照
欠席者	委員1名
開催形態	公開(傍聴者なし)
決定事項	1. 坂本町長の二宮町国民保護協議会・会長就任のあいさつが行われた。 2. 委員の変更について報告がされた。 ・(新)助役 宮戸健次氏(助役就任) 3. 二宮町国民保護計画(案)について協議会から坂本町長へ答申が行われた。
議 事	(4) 二宮町国民保護計画策定スケジュールについて(資料1) ※意見なし、承認された。 (5) 二宮町国民保護計画(案)の県との事前相談の結果について(資料2、3) 委 員:(質問)資料2、番号70 二宮町公民館が遺体安置所として指定されているが、避難場所と重複している ということはないか。 事務局:(回答)重複はしていません。 委 員:(質問)収容可能遺体数について把握しているか。また、遺体搬送の際、庁用 車を使用するのか。 事務局:(回答)まだ、具体的な把握等はありません。次年度以降、マニュアル等 の作成を行う場面において、詳細な把握を検討したい。 委 員:(意見)二宮町も広いので、避難住民との施設の重複ということも考えられる ので、他の遺体安置所の指定ということも考えていただきたい。 委 員:(意見)資料2、番号63 組織変更があり「水道局」という名称は使用していないので削除していただき たい。また、二宮町は平塚営業所が管轄エリアとして飲料水の供給活動に参加 するので、「平塚水道営業所等」という表記にいただきたい。 ※指摘どおり、計画案を修正することとなった。 委 員:(質問)資料2、番号63 タイトルは「食品の給与及び飲料水の供給」となっているが、記述は飲料水、食品 の順になっているがなぜか。

	<p>事務局：(回答) 県計画と整合を図るため、このような記載となっている。</p> <p>(3) 二宮町国民保護計画（案）の答申について（資料 3、4） ※意見なし、承認された。</p> <p>(4) その他 なし</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第 4 回二宮町国民保護協議会 出席者名簿 ・ 二宮町国民保護協議会委員名簿 ・ 資料 1 二宮町国民保護計画策定スケジュール ・ 資料 2 二宮町国民保護計画（案）修正一覧 ・ 資料 3 二宮町国民保護計画（案）（答申） ・ 資料 4 二宮町国民保護計画（案）について（答申）（案） ・ 資料 5 二宮町国民保護協議会 審議結果 ・ 参考 二宮町国民保護協議会条例 ・ 参考 二宮町国民保護協議会運営要綱

二宮町国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、二宮町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

二宮町国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町国民保護協議会条例第6条の規定に基づき、二宮町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、会場及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を、会長に報告しなければならない。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、事務局を二宮町総務部企画室に置く。

(記録)

第6条 事務局の長は、次項の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

2 会議録には次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開催日時と会場
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他の参考事項

(会議の公開)

第7条 会議の公開は、傍聴により行うこととし、その方法については次項以降に定めるところによる。

- 2 傍聴者の定数については、会議の都度、会長が会議室の収容人員を考慮して定め、当該会議室に傍聴席を設置するものとする。
- 3 事務局の長は、当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めることができる。ただし、前項に規定する定員を大幅に上回ることが予想される場合は、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定するものとする。
- 4 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしては

ならない。

- 5 会長は、会議を公開することが適当でない認められ、協議会に諮り、非公開とする意見が過半数となった場合は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
- 6 事務局の長は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した文書を庁舎掲示板に掲示するほか、町ホームページその他適切な方法により会議の開催について、町民に周知するものとする。
 - (1) 会議の開催日時と会場
 - (2) 議題
 - (3) 傍聴を認める者の定員
 - (4) 傍聴手続き
 - (5) 問い合わせ先
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

二宮町国民保護協議会 委員名簿

平成 19 年 2 月 1 日現在

No.	国民保護法の根拠		委員職名	委員氏名
会長	市町村長	第 40 条第 2 項	町長	坂本 孝也
1	指定地方行政機関の職員	第 40 条第 4 項第 1 号	農林水産省関東農政局神奈川農政事務所地域課長	柏木 正行
2	都道府県の職員	第 3 号	湘南地域県政総合センター所長	橋本 謙一
3			平塚土木事務所道路維持課長	池田 泰久
4			平塚保健福祉事務所長	前坂 機江
5			神奈川県企業庁平塚水道営業所長	間壁 誠
6			大磯警察署長	財津 吉典
7			市町村の助役	第 4 号
8	教育委員会の教育長及び消防長	第 5 号	教育長	小林 信昭
9			消防長	菊地 元
10	市町村の職員	第 6 号	総務部長	原 幸男
11			民生部長	吉沢 稔
12			経済環境部長	佐川 眞一
13			建設部長	新井 和明
14	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	第 7 号	(株)NTT 東日本-神奈川災害対策室長	石山 一夫
15			東京電力(株)神奈川支店平塚支社長	町田 和義
16			神奈川中央交通(株)運輸部運転課長	三木 健明
17			中郡医師会二宮班副班長	定本 貴明
18	国民の保護のための措置に関し知識、経験を有する者	第 8 号	地区長連絡協議会会長	西山 誠
19			消防団長	柳川 駅司